

# その野焼き**違法**です！

屋外でごみや草木などを燃やす「野焼き」は、一部の例外を除いて法律や県条例で禁止されています。

煙や臭いが広がり、**ご近所に迷惑**をかけるほか、**火災の原因**にもなりますので、やめましょう。



▲野焼きのイメージ

## ■こんな行為は違法です

- ・ 庭や空き地で落ち葉・枯草・剪定枝を燃やす
- ・ ドラム缶・一斗缶・ブロック囲いで燃やす
- ・ 畑の隅で紙くずなど家庭ごみを混ぜて燃やす
- ・ 空き地や資材置場で、木くず・紙くず等を燃やす

※「少しだけ」「乾かしてから」「煙が出ないように」でもNG



違反すると、罰則の対象になります。

**5年以下の拘禁**または**1,000万円以下の罰金**など

次のような場合は、例外として認められることがあります

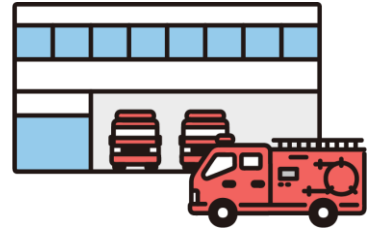
- ・ 日常生活の軽微な焼却（たき火、バーベキューなど）
- ・ 農業を営む上でやむを得ない焼却（農作業に伴う少量の稲わら等の焼却）
- ・ 風俗・宗教上の行事（どんと焼き、お焚き上げなど）
- ・ 災害の予防・応急・復旧（震災・風水害等の対応）
- ・ 国・地方公共団体による管理（道路・河川管理など）



例外に該当していても、苦情があるなど生活環境への影響が確認された場合は、焼却の中止をお願いすることもあります。

## ■ 例外であっても消防への届出が必要

火災とまぎらわしい煙や炎を出す行為をする場合は、事前に龍ヶ崎消防署に届け出てください。



届出先：龍ヶ崎消防署・予防課

☎0297-62-5131

※届け出した後、受付欄に押印された届出書の写しを龍ヶ崎市役所農業政策課に提出してください。



届け出は、消防署が当該行為を把握するためのものであり、焼却行為などを許可・承認するものではありません。

## ■ 令和8年1月1日より火気使用の制限が強化

稲敷地方広域市町村圏事務組合の火災予防条例改正に伴い、令和8年1月1日から「林野火災注意報」および「林野火災警報」を発令する仕組みが始まりました。

これは、乾燥・少雨・強風など火災危険が高まる時期に、火の使用を制限して火災発生を未然に防ぐための制度です。

※例外とされている行為も含む

### 発令中に制限される行為

- ・ 山林・原野・田畑などでの野焼き（火入れを含む）
- ・ 花火（煙火）の使用
- ・ 屋外でのたき火や火遊び
- ・ 屋外で、燃えやすい物の近くでの喫煙
- ・ たばこの吸い殻、灰、火の粉などをそのまま放置することなど

## ■ 枝木・落ち葉などの処分方法

燃やさずに、決められた方法で処分しましょう！

- ・ 落ち葉・枯草：指定ごみ袋に入れて「燃やすごみ」
- ・ 剪定枝・木くず類：大きさを守って「資源物」

※大量に出る場合：事前に市役所廃棄物対策課に相談してください。

## ■ 問い合わせ

龍ヶ崎市廃棄物対策課

電話：0297-64-1111（内線427・421） 平日9時-17時

※夜間や火災の危険があるときは119番

煙がひどい、火の粉が飛ぶなど危険を感じたら、無理せず安全確保を！